

# 美女木7丁目町会 会 則

## 第1章 総 則

- (名称)  
第 1条 この会は、美女木7丁目町会(以下本会という)と称する。
- (事務所)  
第 2条 本会は、美女木7丁目会館(以下会館という)に事務所を置く。
- (区域)  
第 3条 本会は、戸田市美女木7丁目を区域とする。
- (組織)  
第 4条 本会は、前条の区域内の住民及び事務所をもって組織する。

## 第2章 目的及び事業

- (目的)  
第 5条 本会は、地域の安全・安心で住みよい環境をつくること並びに会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

- (事業)  
第 6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1)会員相互の親睦融和に関すること  
(2)防犯、防災、交通安全、災害発生時の活動に関すること  
(3)清掃、美化等環境衛生に関すること  
(4)戸田市等行政の発信・発行する情報を会員へ周知すること  
(5)戸田市等行政に対する意見具申に関すること  
(6)社会福祉の協力に関すること  
(7)会館の維持及び管理運営に関すること  
(8)その他本会の目的達成のため必要と認められること

## 第3章 会 員

- (会員)  
第 7条 会員は、一般会員と賛助会員の2種類で構成する。  
(1)一般会員は、美女木7丁目に居住するもので1世帯を単位とする。  
(2)賛助会員は、美女木7丁目に事務所等を置く会社をいう。
- (入退会)  
第 8条 本会へ入会及び退会するものは、町会長に届け出るものとする。
- (権利義務)  
第 9条 会員は、本会の運営に協力する義務を負うとともに受益する権利を有する。  
2. 会員は、本会の総会に出席して意見を發表し、議決権を行使する権利を有する。  
3. 会員は、必要に応じて会計簿ならびに証書書類及び会議の記録を閲覧することができる。

## 第4章 役 員

- (役員)  
第 10条 本会に次の役員を置く。  
(1)町会長 1名 (2)副町会長 2名  
(3)会 計 2名 (4)総務部長 1名  
(5)防犯防災部長 1名 (6)環境衛生部長 1名  
(7)婦人部長 1名 (8)理 事 若干名  
(9)会館長 1名 (10)会館会計 1名  
(11)班 長 各班 1名 (12)監査役 2名

- (役員の選出)  
第 11条 本会の役員は、会員の中から次の方法により選出する。  
(1)理事は総会において選任する。  
(2)町会長は理事の中から選出し、総会の決議によって選任する。  
(3)副町会長、会計、各部長、会館長、会館会計は理事の中から選出し、総会の承認を得る。  
(4)監査役は総会において選任する。  
(5)班長は編成された班内の協議により選出し、総会の承認を得る。

- (役員の任務)  
第 12条 本会の役員は、次の会務を執行する。  
(1)町会長は本会を代表し、会務を総括する。  
(2)副町会長は町会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
(3)会計は本会の会員の入退会を管理して会費を徴収し、金銭出納、予算管理、財産管理に関する一切の業務を行う。  
(4)部長は担当部門の責任者として会務を執行する。  
(5)理事は担当部門の会務を執行する。  
(6)会館長は第6条第7号の会館の維持及び管理運営業務を執行する。運営規約については別途定める。  
(7)会館会計は会館の金銭出納及び財産管理に関する業務を行う。  
(8)班長は本会の運営に協力するとともに、班内への情報紙等の配布及び回覧並びに町会費・募金等の集金業務を行う。  
また、担当班を代表して班務を総括し、町会長との連絡調整に当る。  
(9)監査役は町会の会計及び会館会計について会計監査を実施し、適正又は不適正意見を付して総会に報告する。

- (役員の任期)  
第 13条 本会の役員の任期は2年とし、就任2年後の定時総会終結のときまでとする。  
2. 補欠または増員として選任された役員の任期は、他の在任役員の任期の満了のときまでとする。  
3. 本会の班長の任期は、第1項に関わらず1年とし、就任1年後の定時総会終結のときまでとする。  
4. 本会の役員の任期は再任を妨げない。

- (役員の解任)  
第 14条 本会の役員が重大な過失又は故意により本会の名誉を傷つけ、あるいは財産を毀損したときは、理事会にて当該役員の解任を審議のうえ決定し、総会の承認を得る。

## 第5章 顧問・相談役

- (顧問・相談役)  
第 15条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役の設置は理事会で決議し、町会長が委嘱する。

## 第6章 運 営

- (運営)  
第 16条 本会に次の部をおき事業を運営する。  
(1)総務部 総会その他会議の運営に関すること及び親睦・レクリエーション活動等に関すること  
(2)防犯防災部 防犯、防災、交通安全に関すること  
(3)環境衛生部 清掃、美化等環境衛生に関すること  
(4)婦人部 女性の視点からの諸活動及び総務部との協働に関すること  
2. 本会は必要に応じてプロジェクトチームを編成し、当該事業を運営する。

## 第7章 総 会

- (総会の権限)  
第 17条 総会は、本会の最高の意思決定機関であり、総会の決議は本会の他の決定の全てに優越する。
- (総会の種類)  
第 18条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。  
2. 定時総会は、毎年4月に開催する。  
3. 臨時総会は、町会長が必要と認めるとき、又は会員の4分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を町会長に提出して、総会の招集を請求したときに開催する。
- (総会の招集)  
第 19条 総会は、町会長がこれを招集する。  
2. 総会を招集するときは、会員に対し、書面をもって会議の目的、内容、日時、場所を示し、会日の2週間前までに通知しなければならない。
- (総会の審議・決議事項)  
第 20条 総会は、次の事項を審議し、決議する。  
(1)事業報告の件  
(2)町会収支決算の件  
(3)会館収支決算の件  
(4)事業計画の件  
(5)町会収支予算の件  
(6)役員の選任・承認及び解任の件  
(7)町会会則の改廃の件  
(8)会館の新築・改築・大修繕に関する件  
(9)会館の管理運営等の重要事項に関する件  
(10)その他重要事項に関する件
- (総会の議長及び書記)  
第 21条 総会の議長及び書記は、総会に出席した会員の中から選出する。
- (総会の決議方法)  
第 22条 総会の決議は、出席した会員の過半数をもってこれを決し、賛否同数の時は議長の決すところによる。
- (総会の議事録)  
第 23条 総会の議事については、審議した内容を記載した議事録を作成することを要する。

## 第8章 理事会及び班長会議

- (理事会・班長会議の招集)  
第 24条 理事会及び班長会議は、町会長がこれを招集する。
- (理事会の審議・決議事項)  
第 25条 理事会は理事で構成し、町会長が議長となり、次の事項を審議し、決議する。  
(1)総会に上程する議案の件  
(2)総会において決議された事項の執行に関する件  
(3)プロジェクトチームの編成に関する件  
(4)本会の関連組織及び諸団体への役員等派遣選定の件  
(5)その他会務の執行に関する件
- (理事会の決議方法)  
第 26条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。(班長会議)
- 第 27条 班長会議は、班長及び理事で構成し、町会長が議長となり、次の事項を執行行う。  
(1)本会の事業及び行事等を班内へ周知する件  
(2)戸田市等行政の発信・発行する情報を班内へ周知する件  
(3)町会費・募金等の集金業務に関する件  
(4)班の自治に関する件

## 第9章 自主防災会の設置

- (自主防災会)  
第 28条 本会は、自主防災会(以下自主防という)を設置し、次の業務にあたる。  
(1)防災訓練の実施に関すること  
(2)災害発生時の活動に関すること  
2. 自主防は、必要に応じて班を編成する。  
3. 自主防の役員は、本会の会員からメンバーを募り、理事会の承認を得て定める。  
4. 自主防の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第10章 会 計

- (会計)  
第 29条 本会の経費は会費、補助金、委託料、その他をもってこれに充てる。  
2. 会費は一般会員月額200円、賛助会員月額500円以上とし、6か月ずつ会計に前納する。  
3. 前納した会費は返還しないものとする。  
4. 特段の理由あるとき、会費は理事会の決議により減免することができる。
- (会計年度)  
第 30条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第11章 慶 弔

- (慶弔)  
第 31条 会員の慶事、弔事、罹災については、次のとおり定める。  
(1)会員及び家族が死亡したときは、弔慰金として金2,000円を贈り、代表者が告別式に参列して弔意を表するものとする。  
(2)理事以上の役員及びその経験者が死亡したときは、供花等をおくる。  
(3)慶事のお祝い及び罹災等のお見舞い等については、理事会にて決定する。

## 附 則

- (1)本会の運営に必要な細則は別に定める。  
(2)この会則は昭和50年4月1日から施行する。  
(3)昭和54年4月29日 会則一部改正  
(4)昭和56年4月26日 同上  
(5)昭和60年5月3日 同上  
(6)平成11年4月29日 同上  
(7)平成18年4月30日 同上  
(8)平成30年4月22日 会則全面改正